

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第36回）議事要旨

日時：令和元年12月6日（金）10時00分～11時45分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、松村委員

<オブザーバー>

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

上手 大地 イーレックス株式会社 経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会事務局長

（代理出席：恒藤 晃 総務課長）

菅沢 伸浩 東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

竹廣 尚之 株式会社エネット 取締役経営企画部長

都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

山田 利之 東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー電力システム部
技術担当部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

エネルギーソリューション事業本部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）非化石価値取引市場について
- （2）間接送電権について
- （3）容量市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■高度化法の間接評価の基準となる目標値の設定について

- これまでの議論で基本的には煮詰まっているという理解。
- 非化石証書の購入費用については、これを料金にどう転嫁するのかという問題。特に規制料金の方で機動的に上げられないと、小売事業者が飲み込んでしまうことになり経営に大きな影響がある。しっかり検討して頂いた方が良いかと思う。
- 内部補助の監視について。しっかり監視委員会の方で監視を行っていくことが大事と考えている。
- 最低価格については、今回の事務局提案は1.3円/Kwhを維持するという趣旨と理解。事務局案に賛成する。欧州の排出権価格が最近上がっている、これは環境価値に対して一定の負担が伴うということの現れ。また、欧州の水準と比べても非化石証書の最低価格はそれほど高いという水準ではない。
- 罰則があまり大きくないときに、守らない事業者が出てきたときにどうするのかは考えておくべき。大手企業であれば、そんな恥になるようなことはしないとと思うが、小さい事業者などが守らなかった場合どう対処するのか考えておくべき。
- 価格転嫁を可能する環境整備ということで、機動的な規制料金の改定手続きをお願いしたい。大手電力が機動的に転嫁できないと新電力に影響。是非仕組みづくりをお願いしたい。
- 価格の公正性、透明性を持たせるために、基本的に市場の流動性を高めて頂きたい。市場への供出を促進していくような形をお願いしたい。その観点からも、小売事業者の証書の転売が可能になるような検討を引き続きお願い頂きたい。
- 非FIT非化石証書の売手の太宗が大手電力のなかで、市場メカニズムの中で決まってくる市場価格を参照しつつ、相対取引の価格の監視についてお願いしたい。
- 収入の用途について、内部補助の防止の監視に是非取り組んで頂きたい。定量的な報告について検討頂きたい。
- 激変緩和について、20年度の設定方法については理解。また、21年度、22年度の想定値もお示し頂き有難い。
- 21年度の激変緩和の設定においては、今回よりも早めのスケジュールでお示し頂きたい。
- 対象事業者について、購入義務逃れで会社を分割するなど懸念される。上位の事業者だけで管理すればよいとは思うものの、以前の作業部会でも案として上がっていたような1億Kwh以上の事業者に対して段階的な目標を設定するなど、将来的には5億Kwh以下の事業者についても対象とすることを検討頂ければ。
- 非FIT非化石証書の売り入れの設定について、FIT証書の1.3円を参照するような売り価格が設定されないか懸念している。
- 非化石証書について、その価値が適切に評価されることが重要というのであれば、最低価格を設けない市場価格が適正という考え方もあるのではないか。
- この制度の運用を間違えると新電力を壊滅しかねないということで、グランドファザリングや激変緩和措置を設定し、散々議論してこういう形になった。そういったこと（壊滅）は起こらないと思う。
- FITの非化石価値についてはある程度売れ残ることを想定して最低価格を設定していた。ただ今後、目標値が設定され、最低価格を上回って取引されるようなことが生じるなど、当初想定していなかった事態が起こった場合は、機動的に検討頂すべき。

- 非FIT 非化石証書の価格は、FIT 非化石証書の価格よりそれなりに低くなるはず。RPS の二の舞にならないよう、取引の価格については、監視等委も含めて十分監視頂きたい。
 - 非化石証書収入の報告について、提案には反対しないが、報告書上は、得た非化石証書収入と何に使ったのかと帳尻を合わせるなどが可能。これがあるからといって必ずしも大丈夫ということにはならないと思う。
 - 転嫁について。小売事業者は証書の調達コストが発生するので限界費用は上がる。また、発電と小売を両方兼ねている事業者であっても機会費用は上がる。自然体なら料金は上がるはず。これが上がらないということは、内部相互補助をしていることになる。但し、小売が他のコストを効率化したのかもしれないので、これを以て内部補助であると決めるのは難しいのは事実だが、監視等委員会でも十分監視頂きたい。
 - 経過措置料金については、非化石証書の市場価格を参照しつつ一定基準を設け、この範囲であれば転嫁は認めるなどの方法も考えられるか。あとは変分改訂か。エネ庁にイニシアティブを持ってもらうことが必要かと。
 - 託送料金の改革については、託送料金の方は、託送料金の中できっちりその妥当性が確認されているので、小売の方でも自動的に値上げしていいのではないかという理屈で、同じ理屈がこちらの方でも使えるのかというは少々疑問。
-
- 電力事業者に非化石の電源比率を高めてもらい、社会全体を低炭素化へ持って行くということ。なんらかの形で小売の料金にコストが載っていくことが望ましいのであろうと思う。
 - 但し、やり過ぎてしまうと、独禁法の懸念もなきにしもあらずというのはあると思う。事業者の要望は、きちんと顧客に説明できるようにしてほしい、という点と理解。何らかの方法で事業者が転嫁し易い方向へ形を作ってあげるのが重要かと。
 - 最低価格を一定程度つける必要はあると思う。市場が成熟し、自然と最低価格がいらなくなるようなこともあるのではないかなとは思いますが、将来的に検討できればと思う。
-
- 小売競争環境について検討頂いたことは御礼申し上げたい。
 - 非化石証書の購入費用の簡便な転嫁について、是非具体的な検討に移って頂きたい。
 - 単に転嫁するのではなく、お客さんにその価値を理解頂くことが重要だと思っている。RE100などを背景に、少しずつそうしたニーズが広がっているとは認識している。ただ、中間目標の設定によって9%の購入が求められるわけだが、お客様の非化石価値の理解度と、その目標とが合っていないと認識している。
 - 最終段階にきているのは承知だが、マーケットのニーズの高まりとともに目標を高めていく方法も考えられないか。
 - 余剰の非化石証書を持つ発電事業者が利潤最大化を目的とすると、0円ないしは0円に近い価格で売り入札されるものと考えている。1.3円に近い価格で供出すると、それは市場支配力を行使した売りおしみと考えている。そのあたりの監視を是非お願いしたい。
-
- 小売事業者が継続的に事業を行っていくためには転嫁が重要。規制料金の迅速な転嫁と、需要家への説明性の観点が重要。
 - 迅速な転嫁については是非第1フェーズからできると有難い。需要家への説明性については、例えばBL市場おGLなど、GLなどの作成もご検討頂ければ。

- そもそも目標値設定で何が重要なのかということ、2030年に向けて実効性のある目標を設定し、それにむかって取り組んでいく、ということ。国際社会に対しても重要と認識。
- GFや激変緩和を設定し、小売事業者の負担が一律になっている点を踏まえると、様々な事業形態がある中で、まず第一フェーズを始めていくという局面において十分練られた案ではないかと思う。
- 中間目標の案に賛同する。非化石電源の開発にはかなりのリードタイムが必要。中間目標の水準が下がることを懸念していたが、目標が緩いと、2030年度に十分な非化石電源がないといった事態になりかねない。今回の提案は、2030年度の達成の確実性を上げるという観点で良い提案がされたと思っている。
- 販売収入については、高度化法の趣旨を踏まえ2030年度のエネルギーミックスと実現のために活用させて頂く所存。報告書についても、今後様式などについて議論されるものという理解だが、定期的な報告にしっかり取り組んでいきたい所存。
- 今回の事務局案に異論ない。
- 官と小売事業者が協力して需要家に対して制度趣旨の理解を求めていくことは賛成。
- 内部補助と社外卸価格の実質的な非差別についてしっかり検討して頂きたい。
- 経過措置料金について、新電力から経過措置料金の機動的な転嫁がなされない可能性について懸念が示されるといふ奇妙な構造になっているが、経過措置料金の趣旨に立ち返って議論を進めて頂きたい。
- 事務局の案に基本的に反対はない。収入の報告について、端的に販売収入が非化石電源の利用促進に充当されました、というのは少々不十分だと思う。従前計画していた投資よりも増加しているという説明がないと説得力に欠けるのだと思う。説明の方法に工夫頂く必要があるのかと思う。
- 監視について沢山ご意見を頂戴したと理解。不当な内部補助が起きていないかということは、中でもよく議論して監視方法についてしっかり検討して参りたいと思う。
- 事務局案に基本的に賛成。監視については、しっかりやってもらいたい。
- 2030年度の目標達成はまだまだハードルがあると思っている。中間目標については、本当はもっと上げてもいいのかな、と思っていたが、まずはこれでやっていくしかないと思っている。
- 最低価格について補足申し上げたい。最低価格撤廃に対する意見があったが、長期の非化石電源の予見性を高める観点から当面は最低価格は設けることが重要。
- 1.3円の水準がどうなのかというは別の議論。海外の価格水準などを見ると、今の段階では1.3円を維持した方がいいのではないかと思う。
- 我が国は、2030年度に温室効果ガス排出量を26%削減するという目標を掲げています。地球温暖化対策を担う環境省としては、「高度化法の中間評価の基準となる目標値」についても、2030年度に向けた再生可能エネルギー

拡大に資する、いわばマイルストーンの一つとして重要視しています。今般設定された目標値が、確実に達成されていくことを期待しつつ、達成状況を注視してまいりたいと考えています。

- また、非化石証書の販売収入については、「非化石電源の利用促進に充てられるよう、自主的な取組を求める」こととされています。
- こうした自主的な取組が、再生可能エネルギーの更なる拡大に結びついていくことを期待しつつ、その進捗を注視してまいりたいと考えています。
- 加えて、今般設定される目標値は、2022年までの第1フェーズを対象期間とするものです。他方で、2030年度の温室効果ガス削減目標を達成する観点からは、2023年からの第2フェーズ以降の目標値も重要です。この点から、環境省としては、今後も引き続き、この制度検討作業部会に参加させていただきたいと考えています。
- 最後に、環境省は、エネルギー対策特別会計を活用し、地域の再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、様々な実証事業や補助事業にも精力的に取り組んでいます。
- これらの取組を通じて、高度化法における制度の整備・運用と相まって、我が国において再生可能エネルギーが一層高く評価され、より調達されやすい環境の創出に貢献してまいりたいと考えています。

■間接送電権の取引状況について

- 関門連系線の状況については、空おさえはなかったということであるが、後から調べたら怪しいものがあるとなると信頼性を損なうことになるので、引き続きしっかりと調べていただきたい。
- また、空おさえがなかったとしても、関門連系線の場合、火力発電所を止めて市場でほぼ0円で電気を調達して流すのが自然。空おさえといわれないように、火力発電所を無理矢理動かしているようなことがあれば、社会コストは増加。そうしたことが起こっていないか、運用状況をしっかり見ていただきたい。

■容量市場における発電側基本料金の取扱いについて

- 一般送配電事業者として今後引き続き、発電事業者の電源への投資インセンティブと国民、小売側の負担を総合的に考慮し、安定的な供給力確保を達成できる仕組みを検討していただきたい。
- 今回の整理で運用してみて、不都合が見つかった場合には見直しいただくようお願いする。
- 現在、広域機関と一般送配電事業者の間で容量市場の運用に向けて協議を行っており、安定供給力の確保に向けて今後も引き続き協議を進めていく。

以上